

ハガキを悪用した架空請求詐欺に注意!

長崎県内において、ハガキを悪用した架空請求詐欺の相談を多数把握しており、平成30年中は約700件、本年1月末では約80件の相談が警察に寄せられています。

このハガキは、50歳以上の方が居住している世帯に送付されることが多く、その特徴として、

- 「地方裁判所管理局」、「法務省管轄支局」、「消費生活相談センター」など公的機関を連想させる名称を使用している
- 期限を短くしてすぐに連絡させようとする
- 請求金額や債務の内容がはっきり書かれていない

などがあります。

本年の2月には、同ハガキの手口で、約2,800万円をだまし取られる高額被害も発生していますので、だまされないように注意してください。



**裁判所からの通知がハガキ
主でくることはありません。**

ハガキに記載されている番号に電話をすると、犯人から、
・あなたは、民事裁判で訴えられています
などと言われ、

・裁判を回避するための費用
・裁判準備金や書類費用
・弁済供託金として支払う費用
など様々な名目で、お金を要求されます。

ハガキ(イメージ)

特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号〇〇〇〇

この度、ご通知したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年●月●日

地方裁判所管理局

東京都千代田区霞が関1丁目●番●号

お問い合わせ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間9:00~19:00

～被害防止のポイント～

- 1 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください。
- 2 お金の請求をするハガキや封書、メールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。